

開催期日 令和3年3月17日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和3年3月17日 午後1時30分
閉 会 令和3年3月17日 午後2時17分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～第3号 処分について
議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第6号
協議事項 令和3年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）
について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和3年第3回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

皆さん改めましてこんにちは。令和3年第3回の中島村農業委員会の総会のご案内申し上げたところ、大変お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。

月並みでございますが、暑さ寒さも彼岸までということで、明日が彼岸の入りでございます。そういった中で今日は本当に風が強いですね。杉花粉なんかも飛びはじめ、異常気象といいますか、雨や雪が降らないためにこうなるのかと思われまます。各委員の皆さま方、各分野におかれまして大変忙しい季節となりました。本当にご苦労様でございます。相変わらず新型コロナウイルスも、今までよりも感染力が強いという変異ウイルスが現れはじめ、そういったことで、いろんな面で大変皆さんご苦労なさっているのかなどご推察申し上げます。

さて、本日は議案が6件と協議事項がございます。どうぞ慎重審議よろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は誠にご苦労様でございます。ありがとうございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、1番宮本直人委員、3番天倉光喜委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第1号受付番号第3号につきまして、3月10日に設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さん、●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても、同日に水野谷委員と申請代理人●●●●さんと確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第1号受付番号第3号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また大木推進委員と同様に現地についても3月10日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

議案第2号受付番号第4号につきまして、3月10日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第2号受付番号第4号につきまして、只今八代推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また八代推進委員と同様に現地についても3月10日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第3号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

3番長田信夫推進委員

議案第3号受付番号第5号につきまして、3月14日に設定人・●●●●さ

ん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番天倉光喜農業委員

議案第3号受付番号第5号につきまして、只今長田推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また長田推進委員と同様に現地についても3月14日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第9号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番鈴木和宏推進委員

議案第4号受付番号第9号につきまして、3月14日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家となる見込みであり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番小林均農業委員

議案第 4 号受付番号第 9 号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また鈴木推進委員と同様に現地についても 3 月 1 4 日に確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家となる見込みであり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 4 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案 5 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 5 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 5 号受付番号第 1 0 号について、確認担当委員に報告を求めた。

6 番八代一典推進委員

議案第 5 号受付番号第 1 0 号につきまして、3 月 1 0 日に貸し手・●●●●●さん、借り手・●●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認致しましたが問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6 番円谷宣芳農業委員

議案第 5 号受付番号第 1 0 号につきまして、只今八代推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また八代推進委員と同様に現地についても 3 月 1 0 日に確認致しましたが問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第6号受付番号第11号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第6号受付番号第11号につきまして、3月10日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に水野谷委員と確認致しましたが問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第6号受付番号第11号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また大木推進委員と同様に現地についても3月10日に確認致しましたが問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了につき協議事項に入る旨を宣し、事務局に説明を求めた。

事務局長

協議事項 令和3年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について説明した。

議 長

事務局長より説明があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、(案)を抹消し、令和3年度中島村農作業労賃協定額について決定された旨を宣した。

以上をもって、協議事項終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 積立金の返金について。

二点目 次回の農業委員会総会は、4月15日（木）に行う。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和3年3月17日 午後2時17分